

鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付取扱基準

平成20年4月1日

平成31年3月29日 一部改正

令和 5年3月31日 一部改正

令和 6年3月29日 一部改正

令和 7年3月31日 一部改正

鶴岡市小中学校体育文化活動奨励事業補助金交付要綱の円滑なる運用を図るため、次のとおり取扱基準を定める。

1 補助金交付対象大会

補助金の交付を受けることのできる大会は、次に掲げるものとする。

(1) 体育関係

ア 小学校対象大会

(ア) 学校教育の一環として教職員が指導にあたる競技で、学校代表として地区予選会を経て出場するスポーツ少年団の大会でない県・東北・全国大会

(イ) その他市長が特に認めた大会

イ 中学校対象大会

(ア) 学校教育の一環として教職員が指導に係り活動している部若しくはチームを編成し学校代表又は地域クラブ活動として出場する下記の大会。

① 地区予選会を経て出場する県・東北・日本中学校体育連盟主催大会

② 大会要項により、各主催団体から参加を認められたチーム・選手の出場する県・東北・全国大会

③ 山形県選抜チームのメンバーとなって出場する大会

④ その他市長が特に認めた大会

(2) 文化関係

ア 小学校対象大会

(ア) 学校教育の一環として教職員が指導に係り学校代表として出場し、地区予選会を経て出場する県・東北・全国大会

(イ) その他市長が特に認めた大会

イ 中学校対象大会

(ア) 学校教育の一環として教職員が指導に係り活動している部又は学校代表や地域クラブ活動として地区予選を経て出場する県・東北・全国大会

(イ) その他市長が特に認めた大会

2 補助対象経費

補助対象とする経費は次のとおりとする。

- (1) 交通費 鶴岡市から大会会場までの往復に要する鉄道賃、航空賃又はバス賃等の実支出額とし、最も経済的な経路、方法によるものとする。
- (2) 宿泊料 一泊あたりの実宿泊額に実宿泊日数を乗じた額とする。ただし、一泊あたりの宿泊額は 8,000 円を上限とし、大会要項等で宿泊料が指定されている場合は当該額とする。(指定額にランクがある場合は最低額とする) 実宿泊日数は開会式前日から試合当日までの日数とし、県・東北大会は 3 泊、全国大会は 4 泊までとする。
- (3) その他補助金の対象経費と認められる経費 バス借上げ料、高速料金、駐車料金及び大会出場に必要とする物品搬送等の経費で市長が特に認めた経費

3 補助対象外経費

次の経費は補助対象外とする。

- (1) 交通手段として、自家用車を使用した場合の経費
- (2) 県内で開催される大会で大会期間が 1 日間の大会に参加する場合の宿泊費
- (3) 宿泊料に含まれない昼食代・夕食代
- (4) 主催者等が負担した旅費
- (5) 次項第 1 号及び第 2 号 (イ) に該当する大会に参加する際の選手等の引率を担う指導者の経費
- (6) その他補助の対象経費として認められない経費

4 補助金の額

補助金の額は次のとおりとし、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 小学校対象大会
補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額以内の額とする。
- (2) 中学校対象大会
 - (ア) 中学校体育連盟が主催又は中学校文化連盟が共催する次の大会については、補助対象経費に 5 分の 5 を乗じて得た額以内の額とする。
 - ①総合体育大会 (スキー含む) ②新人体育大会 ③駅伝競走大会
 - ④全日本吹奏楽コンクール ⑤全日本アンサンブルコンテスト
 - ⑥全日本合唱コンクール
 - (イ) 上記以外の大会については、補助対象経費に 5 分の 4 を乗じて得た額以内の額とする。

附 則

この取扱基準は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は令和7年4月1日から施行する。